

秋田県あきた未来創造部
次世代・女性活躍支援課
関係補助金等交付要綱

次世代・女性活躍支援課

令和6年4月1日
(一部抜粋版)

秋田県あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課 関係補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）に定めがあるものを除くほか、秋田県あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課が所管する補助金及び交付金（以下「補助金等」という。）の交付の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金等の名称等)

第2条 補助金等の名称及び交付目的、交付の対象とする事務又は事業（以下「補助事業等」という。）の種類、補助金等の率又は額、補助事業者、補助金等の交付申請書及び実績報告書の提出期限及びその提出先は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金等交付申請書等)

第3条 財務規則第247条に規定する補助金等交付申請書は、様式第1号によるものとする。

2 前項の補助金等交付申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）

(補助金等の交付の条件等)

第4条 補助金等の交付を決定するにあたっては、財務規則第249条の規定により、次に掲げる事項について条件を付すものとする。

- (1) 補助金等を目的外に使用しないこと。
- (2) 次に掲げる場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。

ア 補助事業等の経費の配分、又は内容を変更（別表第2に掲げる軽微な変更を除く。）するとき

イ 補助事業等を中止し、又は廃止するとき

- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 法令その他の関係規定を遵守するとともに、知事の指示及び命令を確実に履行すること。

- 2 前項第2号の規定による知事の承認の申請は、次に掲げる申請書によるものとする。
- (1) 補助金等交付条件等変更承認申請書（様式第4号）
 - (2) 補助事業等中止（廃止）承認申請書（様式第5号）
- 3 第1項第3号の規定による知事への報告は、補助事業等実施状況報告書（様式第6号）によるものとする。

（交付決定通知）

第5条 財務規則第250条の規定による補助金等の交付決定の通知は、補助金等交付決定通知書（様式第7号）によるものとし、財務規則第252条の規定による変更交付決定の通知は、補助金等交付決定変更書（様式第8号）によるものとする。

（状況報告）

第6条 財務規則第253条の規定による補助事業等の遂行状況の報告は、補助事業等遂行状況報告書（様式第9号）により、別に定める期日まで提出するものとする。

（実績報告書）

第7条 財務規則第255条に規定する実績報告書は、補助事業等実績報告書（様式第10号）によるものとする。

- 2 前項の補助事業等実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 事業実績書（様式第11号）
 - (2) 収支精算書（様式第12号）

（補助金等の請求及び概算払並びに前金払）

第8条 補助金の請求は、請求書（様式第13号）に、請求すべき根拠を証明する書類を添付するものとする。

- 2 財務規則第258条の規定により、概算払又は前金払をすることができる補助金等は、別表第3に定めるとおりとし、補助金等の概算払又は前金払を受けようとする補助事業者は、補助金等概算払（前金払）申請書（様式第14号）に請求書を添えて提出するものとする。

（財産処分の制限等）

第9条 財務規則第261条の規定により、知事の承認を受けなければ処分することができない財産は、別表第4に掲げるものとする。ただし、当該補助事業等の完了後、同表に定める期間を経過した財産については、同条の規定は適用しないものとする。

- 2 補助事業者は、補助事業等により取得した財産又は効用の増加した財産で別表第4に掲げるものに関し、財務規則第261条の規定による処分のほか、取壊し及び廃棄をするときは、知事の承認を受けなければならない。
- 3 第1項及び第2項の規定による知事への承認申請は、取得財産目的外処分承認申請書（様式第15号）によるものとする。
- 4 第1項の規定によるほか、当該財産を転用し、譲渡若しくは無償貸与等する場合で、別表第5に掲げる条件に該当する処分をするときは、取得財産目的外処分報告書（様式第16号）による報告をもって知事の承認に代えるものとする。
- 5 補助事業者は、知事の承認を受けて当該財産の処分を完了したときは、完了の日から起算して1ヶ月以内に、取得財産目的外処分完了報告書（様式第17号）により報告しなければならない。

（手続の一部省略）

第10条 財務規則第263条の規定により、手続の一部を省略することができる補助金等は、別表第6に定めるとおりとする。

（様式の変更）

第11条 この要綱に定める様式第1号から第17号までは、別に定める様式を使用することができるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以降、改正前の要綱の規定に基づいて提出された様式については、改正後の規定にかかわらず、当分の間、これを使用できるものとする。

【別表一覽】

別表第1	・ ・ ・ ・ ・	次世代・女性活躍支援課関係補助金等一覽
別表第2	・ ・ ・ ・ ・	軽微な変更一覽
別表第3	・ ・ ・ ・ ・	概算払（前金払）をすることができる補助金等一覽
別表第4	・ ・ ・ ・ ・	処分を制限する財産一覽
別表第5	・ ・ ・ ・ ・	財産処分報告に係る条件
別表第6	・ ・ ・ ・ ・	手続の一部を省略できる補助金等一覽

【様式一覽】

様式第1号	・ ・ ・ ・ ・	補助金等交付申請書
様式第2号	・ ・ ・ ・ ・	事業実施計画書
様式第3号	・ ・ ・ ・ ・	収支予算書
様式第4号	・ ・ ・ ・ ・	補助金等交付条件等変更承認申請書
様式第5号	・ ・ ・ ・ ・	補助事業等中止（廃止）承認申請書
様式第6号	・ ・ ・ ・ ・	補助事業等実施状況報告書
様式第7号	・ ・ ・ ・ ・	補助金等交付決定通知書
様式第8号	・ ・ ・ ・ ・	補助金等交付決定変更書
様式第9号	・ ・ ・ ・ ・	補助事業等遂行状況報告書
様式第10号	・ ・ ・ ・ ・	補助事業等実績報告書
様式第11号	・ ・ ・ ・ ・	事業実績書
様式第12号	・ ・ ・ ・ ・	収支精算書
様式第13号	・ ・ ・ ・ ・	請求書
様式第14号	・ ・ ・ ・ ・	補助金等概算払（前金払）申請書
様式第15号	・ ・ ・ ・ ・	取得財産目的外処分承認申請書
様式第16号	・ ・ ・ ・ ・	取得財産目的外処分報告書
様式第17号	・ ・ ・ ・ ・	取得財産目的外処分完了報告書

次世代・女性活躍支援課関係補助金等一覧

補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助事業等の種類	補助金等の率又は額	補助事業者	補助金等交付申請書の提出期限	補助事業等実績報告書の提出期限	書類の提出先
「こどものえき」設置促進事業費補助金	社会全体で子育てを応援する環境づくりを促進するため、親子が誰でも立ち寄ることができる施設等に男性が利用可能な「こどものえき」を整備する事業者に対する助成	事業の実施に必要な経費	1/2以内	別に定める	別に定める	事業終了後1か月以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い期日	次世代・女性活躍支援課

別表第2（第4条関係）

軽微な変更一覧

補助金等の名称	経費の配分の変更	内容の変更
「こどものえき」設置促進事業費補助金	全体経費の20パーセントを超えない増減	事業量の20パーセントを超えない増減

別表第4（第9条関係）

処分を制限する財産一覧

(1/3)

補助金等の名称	財産の区分	処分の制限期間
「こどものえき」設置促進事業費補助金	取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間

設置者の区分	報告対象となる条件
地方公共団体	<p>1 当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う次の財産処分（有償譲渡及び有償貸付を除く。） (1) 経過年数（補助目的のために事業を実施した年数をいう。以下同じ。）が10年以上である施設又は設備（以下「施設等」という。）について行う財産処分 (2) 経過年数が10年未満である施設等について行う財産処分であって、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第3条第1項の規定に基づく合併市町村基本計画に基づいて行われるもの</p> <p>2 災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し又は廃棄（以下「取壊し等」という。）</p> <p>3 経過年数が10年未満の児童福祉施設等の補助施設等（次世代育成支援対策施設整備交付金により取得した次世代育成支援対策推進法第11条第1項に規定する交付金に関する省令（平成17年厚生労働省令第79号）第1条第2項に規定する施設をいう。以下同じ。）の財産処分（無償譲渡及び無償貸付に限る。）であって、譲渡又は貸付先が他の地方公共団体又は社会福祉法人で同一事業を継続するもの</p> <p>4 経過年数が10年以上の児童福祉施設等の補助施設等の転用（厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について（平成20年4月17日付け雇児発第0417001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「平成20年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知」という。）の別添1の厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準の別表に掲げる事業への転用に限る。）</p> <p>5 経過年数が10年未満の児童福祉施設等の補助施設等の一部の転用（一部の転用とは、転用後も当初の補助対象事業等が継続されているものをいう。）であって、次の条件をいずれも満たす場合 (1) 転用後の用途が平成20年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別添2の子ども家庭局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例の別表に掲げる高齢者、障害者、児童等の福祉に関する施設等（厚生労働省所管の補助金等の対象となる事業に係る施設等に限る。）であること。 (2) 当該地方公共団体が当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているものとの判断の下に行うものであること。</p>
地方公共団体以外の者	<p>1 災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し等</p> <p>2 社会福祉法人が行う児童福祉施設等の補助施設等の財産処分（無償譲渡及び無償貸付に限る。）であって、譲渡又は貸付先が他の社会福祉法人学校法人又は地方公共団体で同一事業を継続するもの。</p> <p>3 経過年数が10年以上の児童福祉施設等の補助施設等の転用（平成20年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別添1の厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準の別表に掲げる事業への転用に限る。）</p>

設置者の区分	報告対象となる条件
地方公共団体以外の者	4 社会福祉法人が行う補助財産取得後の抵当権の設定であって、平成20年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別添1の厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準第3の3(2)の要件を満たし、かつ、以下のいずれかの要件を満たすもの。 ① 独立行政法人福祉医療機構に対して補助財産を担保に供する場合 ② 独立行政法人福祉医療機構と協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関に対して補助財産を担保に供する場合(協調融資にかかる担保に限る。)

別表第6（第10条関係）

手続の一部を省略できる補助金等一覧

補助金等の名称	手続の一部を省略できる書類
「こどものえき」設置促進事業費補助金	補助事業等遂行状況報告書